

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年5月9日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度静岡県A I活用動画コンテンツ生成サービス業務

(2) 業務内容

詳細は別添「令和7年度静岡県A I活用動画コンテンツ生成サービス業務仕様書」のとおり

ア A I活用動画コンテンツ生成

イ 研修の実施

ウ 報告書作成

(3) 契約価格の限度額

1,900,000円（税込）

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務に類似する業務の履行実績を有し、最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

(1) 企画性

本業務の趣旨を理解し、目的を達成できる提案となっているか。

(2) 業務遂行能力

本業務を遂行するための十分な体制や人員、能力が確保されているか。

業務実施手順及び業務計画は妥当性が高いか。

(3) その他配慮すべき点

新規性、継続性はあるか。

社会的取組（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等のSDGsの達成に向けた取組）に配慮しているか。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館4階 静岡県総務部広聴広報課

電話番号 054-221-2233 FAX番号 054-254-4032

E-mail pr@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領及び仕様書の配布

ア 配布期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月15日（木）11時まで

イ 配布場所

静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

参加資格確認申請書、宣誓書、企画書、見積書

イ 提出期限

参加資格確認申請書、類似業務の履行実績、宣誓書

令和7年5月15日（木）11時必着 郵送又は持参

企画書、見積書

令和7年5月19日（月）11時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所

上記(1)に同じ（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和7年5月下旬

イ 場所 静岡県庁内（Zoomでの参加も可とする）

ウ 内容 提案内容説明15分、質疑応答15分

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

- (1) 詳細は、企画提案実施要領及び仕様書による。
- (2) 募集に係る説明会は開催しない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 企画書の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。
- (5) 参加表明書を提出した者が3者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から書面審査等により、「令和7年度静岡県A I活用動画コンテンツ作成サービス業務にかかる企画提案審査委員会」委員長が審査対象者として3者程度を選定することがある。